

清瀬市まちづくり基本条例（一部改正案）の説明会 議事要旨

日 時：令和3年7月30日（金） 午後6時から午後7時まで

場 所：清瀬市 本庁舎 4階 研修室（1・2）

参加者：合計12名

- 次 第：①開会
②自己紹介
③改正案の説明
④質疑応答
⑤閉会

質疑応答（Q：質問・A：回答・O：意見）

Q：現在実行委員会がない状況だが、改めて募集しないのか。

A：ただちに立て直して、今一度検討しなおすことは考えていない。

Q：再任ができないため改正するが、今回の改正では推薦の再任はできなくなるのか。

A：再任はできない規定でした。推薦の場合でも公募の形になるが再任は可能。

Q：今実行委員が集められないのは、推薦の再任ができなかったために人がいなくなってしまうことが原因なのか。ただ単純に手をあげてくれるところがいないためなのか。

A：直近に委員は任期が切れているため、存在していない。

Q：同じ手続きをもって、募集をして人を集めるのは不可能なのか。

A：不可能ではない。だが、課題があったなか元委員と見直して議論を踏んでいるため、市民の意見を反映し見直し条例改正を行ってから新たな委員会を立ち上げたい。

O：施行規則に書いてある通りに行うべきではないか。今後人が集まらないなどの不測の事態が起きた際にまた別の方法でといったことになるのではないかと懸念している。

A：貴重な意見ありがとうございます。

Q：ページ32のことはいつなのか。また、検討会からかなり時間があいているのはどうしてなのか。また、その期間があれば再募集ができたのではないか。

A：パブコメ実施後に行った。また、令和2年度中に開けなかったのは委員会がなかったため。加えて、新型コロナウイルス感染症の対策のため会議の開催は困難だった。